

重要なお知らせ

共済手帳受払簿及び共済証紙受払簿について(お願い)

先般、令和3年3月30日付、国不入企第40号「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」(別添1)が各都道府県入札契約担当部局長へ発出され、本通達により令和3年4月以降に発注される工事から機構(建退共本部)の様式(新設・改定)を適用することとなりました。

また、あわせて、国土交通省から機構(建退共本部)へ対し、「加入・履行証明書」の発行に際しては、建退共制度にかかる適正な履行状況の確認を厳格化するよう指示されているところであります。(別添2)

それに伴いまして、「共済手帳受払簿」および「共済証紙受払簿」の様式を機構が定める様式(本部様式)へ統一することとなりました。

共済契約者の皆様におかれましては、現在「長崎県支部用」の受払簿で作成されていることとは存じますが、今後は本部様式をご使用いただきますようお願い申し上げます。

(既に、期の途中まで作成している受払簿までは、本部様式への書き直しを求めることはございません。)※様式は、建退共長崎県支部ホームページへ掲載しております。

なお、履行証明願の様式につきましても、建設キャリアアップシステム事業者ID及び電子申請関連項目が追加される等一部変更となります。令和4年度(令和4年4月1日～)発行分からは、新様式となりますので様式が出来上がり次第配付し、改めてお知らせいたしますことを申し添えます。

<問い合わせ先>

〒850-0874 長崎市魚の町3-33

建退共長崎県支部

Tel.095-826-2285 Fax.095-826-2289